

# 通知預金

令和2年10月1日現在

販売対象	・法人および個人の方
期間	・特に期間の定めはありません ただし、預入後最低7日間は据置期間が必要です
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	(1) 一括預入 (2) 10,000円以上 (3) 1円単位
払戻方法	・据置期間経過後は随時解約（払戻し）できます  ただし、解約する日の2日前までにご通知ください
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	(1) 変動金利  毎日の店頭表示の利率を適用します (2) 解約時（払戻時）に一括してお支払いします (3) 1年を365日とする日割計算 付利単位1,000円として利息を計算します
税金	・個人のお利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります （ただし、マル優を利用の場合は非課税） ・法人は総合課税となります ※令和19年12月31日までに支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります
手数料	_____
付加できる特約事項	・利用資格のある方はマル優の取扱いができます
中途解約時の取扱い	・据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともにお支払いします
金利情報の入手方法	・金利は店頭の金利表示画面または窓口へご照会ください
その他参考となる事項	・預金保険の対象です